

市立岡谷図書館条例施行規則（昭和54年岡谷市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○市立岡谷図書館条例施行規則 昭和54年6月25日 教育委員会規則第4号 改正 昭和59年2月4日教委規則第3号 平成元年2月7日教委規則第1号 平成元年8月8日教委規則第8号 平成7年3月15日教委規則第1号 平成14年3月27日教委規則第8号 平成15年3月20日教委規則第15号 平成16年7月2日教委規則第5号 （開館時間） 第3条 図書館の開館時間は、<u>午前10時から午後7時まで</u>とする。ただし、館長は、特に必要と認めたときは変更することができる。	○市立岡谷図書館条例施行規則 昭和54年6月25日 教育委員会規則第4号 改正 昭和59年2月4日教委規則第3号 平成元年2月7日教委規則第1号 平成元年8月8日教委規則第8号 平成7年3月15日教委規則第1号 平成14年3月27日教委規則第8号 平成15年3月20日教委規則第15号 平成16年7月2日教委規則第5号 （開館時間） 第3条 図書館の開館時間は、<u>午前9時30分から午後6時30分まで</u>とする。ただし、館長は、特に必要と認めたときは変更することができる。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。